

法律では、13歳以上であれば、養子縁組に自ら同意しなければならない（民法345条3項）。同意は養子縁組が宣告されるまで、いつでも取り消すことができる。

17 子どもの養子縁組の可能性を決定又は確認する第三者機関はどこですか

- ・ 国家被後見子の場合、県会議長が社会家族支援法の L.224-4 条に基づいて決定
- ・ 外国に養子縁組前提で行く子どもの養子縁組の可能性は裁判所が決定する。
- ・ 外国から来る子どもの養子縁組の可能性は外国の関係機関が決定する。

18 養親希望者の相談と支援について

①養親希望者への情報提供に責任のある機関はどこですか

養子縁組に関する情報は、主に政府又は中央当局のウェブサイトを通して提供している。機関に関心をもつ養親志願者に対して、養子縁組機関が情報を提供する。県の養子縁組課は、県内全ての養子縁組希望者の申請にもとづいて情報提供集会を企画し情報を提供している。

②機関が養親希望者の援助の申し込みを受理する前に留意することは何ですか

- ・ 認可団体の方針と業務内容に関する情報を志願者に提供する。
- ・ 認可団体は申し込みを受けると、申込書と共に提出された養親希望者の書類を審査し、面接と家庭訪問を行なって、機関が提案できる子どもの特徴とニーズに申込者が応えられるかどうかを検討する。

③養子縁組に関する一般的情報の提供はどのような形で行われていますか

- ・ 養子縁組制度と手続および外国の制度に関する情報は、法務省養子縁組局—中央当局のホームページ <http://www.adoption.gouv.fr/> から提供されている。その他に、養親家族の組織 *Enfance&Familles d'Adoption* のホームページからも様々な養子縁組に関する情報が提供されている。
- ・ 県の養子縁組課は、県内の養子縁組希望者の申込を受けて情報提供セミナーを開いている。パリ県では、2012年度に458組の単身又はカップルの申込があり、数回に分けて実施している。

④機関は援助を決定したときに、機関と養親希望者の権利・義務を明確にするなどの

理由で援助契約を結んでいますか

- ・ 国家被後見子の場合，国家被後見子家族会が選んだ養親候補者がその子どもの受入れに合意するとき，養親候補者は後見人又はその代理人と委託契約を結ぶ。
- ・ 国際養子縁組機関 AFA では，養親志願者が養子の出身国を選択するとき，《Projet de mise en relation (PMR) 関係づくり計画》を養親志願者に送付し，外国が提案する子どもの詳細な情報と養子縁組の要件を記載した文書を志願者に送り，志願者が子どもを選択するとき，PMR に署名するという形で契約を結ぶ。

⑤養子を育てる養親の適性を知るためにどの機関が調査していますか

- ・ 調査機関：県の児童社会援助局養子縁組課が行う。

養親の適性の認定について CASFR.225-4 条は次のように述べている。

「県会議長は，養親の認定書を交付する前に，申請者が子どもに提供する受入れ条件が，その家族的，教育的，心理的プランにおいて，養子のニーズと利益にかなっていることを保証しなければならない。そのため，県会議長は，とくに以下の内容で申請者について調査を行なわせる。

一 家族の状態，育成能力，国家被後見子又は外国の子どもを養子縁組前提で受入れる可能性の評価（養育能力という項目は、最近、取り入れられた）

一 調査結果の評価は，国家資格のある実務機関のソーシャルアシスタント，特別エデュケーター，年少の子どものエデュケーターに委ねられている。養子縁組を計画する心理的背景に関する調査には，管轄地内の心理士又は精神科医に委ねる。社会的および心理的調査はそれぞれ，少なくとも，2回の面接調査によって行う。社会調査の面接のうち、1度は申請者の家庭において行われる。

- ・ パリ県では，社会育成調査は，県の養子縁組課のソーシャルワーカーが行ない，そのとき、法律的要件も確認する。面接は，実際は3回以上行ない、職業の安定性，住居の状態，家族の社会育成的適性を調査する。遺棄された子どもは特別なニーズをもっているため，その養親家族がどのように子どもを養育できるのかを知ることが重要と考えられている。アンケートも実施し，養子縁組の動機，家族構成，志願するカップルの人生，希望する子どものタイプ，家族や近隣の人々に養子縁組計画をどう話しているのか等を書いてもらい，総合的に社

会調査報告書を作成する。心理的調査は、申請者が選んだ外部のクリニックの精神科医による面接が少なくとも2回行なわれ、申請者の養子縁組計画の背景にある心理状態を評価し、評価報告書が提出される。

- ・調査内容を文書化したものがありますか？

パリの養子縁組課が作成した「社会調査報告の解説書」がある。それには調査内容と評価すべき内容を示している。

⑥養親の適性を評価する機関はどこですか

- ・その機関：県が組織する養親認定委員会が評価する。

委員会の構成メンバーは、CASF.R.225-9条に次のように定められている。

- 児童社会援助の実務機関および養子縁組機関の適任者から3名
- 県の国家被後見子家族会メンバーから2名
- 社会的養護と保健分野から有識者1名

上記の委員から委員長と副委員長が6年の任期で選任され、県会議長が任命する。

- ・評価基準は文書化されていますか

国家被後見子の後見人となる知事が所属する Direction générale à la cohésion sociale が作成した養親の適性評価の指示モデルがあり、心理士やソーシャルワーカーはそれを参考にすることができる。

13 子どもの養親を選定するためのマッチングはどのように行われていますか

①国内養子縁組の場合

国家被後見子のマッチングは、児童社会援助局の養子縁組課と被後見子家族会が連携して行なっている。養子縁組課は、国家被後見子を養子とすることを希望する養親の書類ファイルを作成し管理し、養親候補者のリストに登録して、後見機関へ提出する。リストは定期的に再調査される。被後見子家族会は待機期間の長い者から子どもの状態、ニーズと子どもの特徴を考慮して、養親候補者が選ばれている。

パリ県では、選ばれた養親候補者に子どもを引き合わせる前に、児童社会援助機関の inspecteur がその養親候補者に面接し、委託児童に関する情報、とくに、生育歴、健康状態、年齢等を養親候補者に伝えて熟慮期間をおく。養親候補者は提案

された子どもと関係を作れそうもないと判断するときには、受入れを断わることができる。受入れに合意するとき、養親候補者は、後見人又はその代理人と託置契約を結び、署名する。

新生児の場合、養親候補者は乳児院に約1週間通い、子どもとの関係づくりをする。そのときは、養子縁組課のソーシャルワーカー又は心理士が寄り添う。年齢の高い子どもの場合、子どものパーソナリティや個人史を考慮して、当事者が受入の準備と気持ちを整理するために1ヶ月から3ヶ月の準備期間を設けて交流し、問題がなければ、子どもは養親家庭に委託される。

② 県境を越えて広域的に行われるマッチング

パリで保護した子どもを他県の養親候補者に養子縁組前提で委ねることは可能だが、実際には、養子縁組希望者が多くいるため、他県に出していないという。保護した子どもを待機している養親志願者によって受入れられない子どもを広域的に養親を探すシステムが Direction générale à la cohésion sociale に設置されている。

③ 国際間養子縁組の場合

・ 外国から来る子どものマッチング

・ まず、外国の法律が定める養親の法律要件に合致した養親志願者が外国機関へ養子縁組の申請をすることができる。従って、その条件で、外国機関へ送る養親に関する情報を詳細に伝える書類を作成して、子どもの出身国の中央当局又は権限ある機関へ送付する。例えば、コロンビアの中央当局は、当局のもとにある国際養子縁組専門機関に技術的基準に基づいてマッチングを行ない、受入れ国の養親志願者の合意が得られるとき、委託が決定され、手続きが進められる。

・ 提案された子どもに養親志願者が受け入れの合意をしないとき、出身国から依頼を受けて、受け入れ国において提案された子どもの養親を選択することもある。そのような場合、子どもは年齢が高いとか、障害がある子どもであることが多いので、公的国際養子縁組 AFA では、心理士や医師などから成る委員会を組織して、その子どもの養親を選択する仕事を行なっている。その結果、選ばれた養親の書類

を出身国へ送り、出身国が合意すれば、その子どもの養親候補者が決定する。

・外国へ行く子どものマッチング

ハーグ条約に基づいて行われるマッチングは、子どもを送り出す国において養子縁組の対象となる子どもを選び、受入国の中央当局又は養子縁組機関から送って来る養親の書類を基に受入れ国の養子心志願者へ子どもを提案し、その養親志願者が子どもの受入れに合意するとき、承諾書に出身国と受入国が共同署名すると、縁組手続が進められる。

養親に関する書類には、養親認定調査の過程で作成された社会調査報告と養親認定証を必要とする。

- ・ ハーグ条約の非締約国との養子縁組手続もハーグ条約の手続に準じて行うように関する委員会から勧告されている。

14 養子縁組の審判前の子どもとその実親、養親に対する支援はどう行われますか

- ・ 養子縁組前提で委託された子ども又は外国からきた子どもは、子どもを家庭で迎えた日から養子縁組の宣告があるまで又は外国で行われた養子縁組の判決書が転記されるまで、県の養子縁組課又は認可された機関が寄り添う。この寄り添いは養親が希望すれば、養子縁組成立後も延長して受けることができる。子どもの出身国と支援関する契約がなされているときは、契約のときに定めたスケジュールにもとづいて支援は行われる（L.225-18条）。子どもが成人するまで支援を求める国もあるが、5年くらいの支援を定める国が多いという。

- ・ 県の養子縁組課が支援するときは、最初の1ヶ月を適応期間として子どもに寄り添い、その後、子どもが養親家庭へ統合される状態を確認するために寄り添う。6か月の同居期間後、子どもの適応状態に関する報告書をソーシャルワーカーは作成し、国家被後見子家族会へ提出する。報告書は司法手続の申請書類に加えられる。

15 養子縁組成立後の予後調査と支援はどのように行われていますか

①国内養子縁組の場合

養親が希望すれば、延長して寄り添いを受けることができる。機関の義務としては行なわれていない。

②国際間養子縁組の場合

子どもの出身国と契約のあるときには、契約のときに定めたスケジュールにもとづいて延長して行われる（L.225-18条）。個人的養子縁組では、ハーグ条約に批准している国の子どもの委託後の寄り添いは公的機関 AFA が行なっているが、非批准国（例、日本等）から個人的に養子縁組をした子どもの場合、寄り添いを行なう機関が定められていない。

16 養子縁組記録の保存と情報の開示はどのように行われていますか

・保存する情報に関する規定はありますか：

養子縁組記録には、生みの親の住所、氏名などの身元の記載された書類がある一方、実親の身元を記さない書類がある。後者は、養子が 18 歳になれば、養子縁組に関わった機関に開示の申請をすれば、1978 年から個人情報にアクセスする国民の権利として、閲覧が可能になった。だが、生みの母又は父の身元を知りたい場合には、2002 年に創設された個人情報開示全国評議会 CNAOP へ開示の申請をすれば、開示のための親捜しの援助を受けるようになった。また、CNAOP は、全国の児童社会援助機関に配置されている CNAOP の派遣員が子どもと生みの父母の情報を合法的に収集するように制度を改正した。収集する情報の内容は、子どもの引取り調書のモデル（法務省作成）に明記されている。また、生みの母または父の氏名や住所を生みの母が書いた文書を封筒に入れて封印し、生みの親の同意がなければ、養子にも開示しないが定められた。（CASFL226—6条，L.223-7条，R.147-22条）

それ以前は、匿名出産で生まれ、国家被後見子として受理された子どもの父母の情報の収集と保存は難しかったが、それが可能になった。

・どの機関が情報を管理し保存していますか

養子縁組に関する書類ファイルは、その子どもの養子縁組に関わった養子縁組機関が保管室を設けて永年保存しているが、民間団体が組織を閉鎖するときは、県の中央公文書館へ移して保存する。だが、他の団体と合併して、そこで保管してもらい、

養子とその家族が閲覧を希望して訪ねてくときは、書類を閲覧してもらっているということもその機関の代表からうかがった。

公的な国際養子縁組機関 AFA では、ケースが完了するまでは、AFA で保管しているが、完了したケース、中央文書館で保存している。

・情報開示の条件は何ですか

情報の開示は、18歳以上の養子が ASE 又は OAA に申請して協力を得る。

未成年は、養父母の付き添いがあれば、生みの親を特定しない情報に関しては開示が可能である。

生みの親の身元に関する情報は、生みの親の同意があるときには、18歳に達した養子およびその子孫が申請するとき、開示のための援助を受けることができる。

父母が死亡しているときには、生みの母の同意がなくても、開示される。

なお、生みの親は子どもあてに手紙を書いて養子縁組機関へ送れば、書類ファイルの中に保存することができる。ただし、フランスでは実親から子どもの情報の開示を求めることが認められていない。

17 養子縁組費用および養親から徴収する費用に関する規定がありますか

県の養子縁組課および AFA は養子縁組費用を養親から徴収していない。AFA は文書の翻訳料のみを請求しているという。外国で行われる養子縁組手続と滞在のための経費は、養親志願者の自己負担とされている。

民間の OAA が養親から徴収する費用は、OAA の申請にもとづいて中央当局が承認した養子縁組機関の請負料と養親志願者に請求できる費用内容と金額が国別および団体別に公示されているので、インターネットで見ることができる。

18 子どもを委託された養親家族への社会的援助はどのように行われていますか

・援助の内容：(例：育児休暇、金銭的給付…)

育児休暇：子どもが家庭に迎えたときから、労働法に基づく 10～22 週の養子縁組休暇、その後の育児休暇も活用できる。育児休暇には勤務時間を短縮できるタイプと労働契約を中断できるタイプがある。

3歳未満の子どもには、育児休暇を1年間取ることが可能で2回更新できる。

子どもを迎えた日から加入できる医療保険もある。子どもを迎えてすぐに健康診断をして医学的フォローが速やかに行なえるように配慮されている。

金銭的給：金銭的支援には、養子縁組特別手当（子ども数に応じて支給額が異なり、最高額が2013年度には1846.15€を子どもを迎えた月内に支給される。その他、基本手当（月184.62€）を子どもを迎えた日から36ヶ月間支給される。

6歳未満の子どもの家庭保育への金銭的援助も収入に応じて受けられる。その場合、里親又は家庭保育者への給与の一部が支給される。

その他：学校教育では、フランス語を話せない子どものクラス（CLIN）、初めてフランスに来た子ども受入れる学童センター（CASNAV）、出身国別に交流できる養親と子どもの連絡会（APPO）にも参加できる。

D 課題

20 法律又は実践において対象国で課題となっていることをお書きください。

- 1) 特別ニーズのある養子縁組困難児を受入れる養親をいかにして開拓できるかという課題があり模索されている。
- 2) 情報提供は、県の養子縁組課が企画する一日の集会だけ行なわれ、長時間かけて行なう事前研修は行なわれていない。子どもの問題を養子縁組希望者がより深く理解するための新たな取組みの必要ではないかという意見を聴いた。
- 3) 民間の養子縁組機関への公的補助がほとんど行われていない。国際間養子縁組の激減は、養親から徴収する縁組費用で運営してきた小規模機関に取って危機的状态になっている。民間の養子縁組機関を国としてどう支援するのか、しないのか、検討を必要とする時が来ているのではないかと感じられた。
- 4) 養子縁組の対象児に新生児の割合が非常に高く、4歳以上の年長児の養子縁組がほとんど促進されていない。年齢の高い子どもの養子縁組には委託後の養親家族を支援するための新たな対策が必要ではないかと考えられる。その辺りにも課題があるのではないだろうか。

6. イギリスの場合—調査担当部分の回答 回答者：上鹿渡和宏

質問9 養子縁組機関以外の養子・養親の相談支援機関または支援システムやグループ活動の状況について

回答

養子縁組支援機関（adoption support agency）がある。養子縁組支援機関は Ofsted によって登録され、関連法規や国の定める最低基準を満たさなければならない。Ofsted(Office for Standards in Education, Children’s Services and Skills)への登録システムによって、養子縁組支援機関の適格性が担保されている。また、養子縁組機関の中には養子縁組支援機関としての登録をしている機関もある。

養子縁組された子どもや大人にカウンセリングを実施したり、個々の養子縁組についての詳細な情報を探すといったようなサービスを提供する機関もある。養子縁組された子どもや大人、その親族が血縁関係者についての詳細を知りたいと思い、その調査を希望すればその支援もする。この機関の役割として以下が挙げられる。

- ・養親のための準備やトレーニングに関して養子縁組機関の補助
- ・養子縁組された子どもや大人、またその実親へのサポート
- ・養親が子どもにとっての安定した永久的な家を子どもに提供するためのサポート
- ・養子縁組された子どもや大人がその血縁関係者とコンタクトをとることの補助、これには養子の血縁関係者の追跡調査も含まれる

回答者が今回調査した PAC-UK も養子縁組支援機関として登録されているが、養子縁組後の養子、養親、実親等への直接的なサポートに加えて、ソーシャルワーカーや学校の教員等この領域に関わる専門職を対象とした研修会等も実施している。

また、養子縁組に関する専門知識やスキル、経験を有するソーシャルワーカー、セラピスト（遊戯療法、家族療法さまざまなアプローチによる）、心理士等が個人で養子縁組支援機関として登録し、養子縁組を前提に委託されている子ども、養子や養親、成人した養子、養子縁組に影響を受ける大人(たとえば自分の子どもを養子縁組した母親)等を支援する形も存在する。

(質問 9 に関する参考資料等)

- ・ 養子縁組支援機関コンソーシアムのホームページ <http://www.casa-uk.org/> (2016年1月9日アクセス)
- ・ PAC-UK ホームページ <http://www.pac-uk.org/> (2016年1月9日アクセス)
- ・ この回答については英国での里親養育，養子縁組分野での長年にわたるソーシャルワーク経験をもつ Seamus Jennings 氏(現在は Capstone Foster Care の Registered Manager)へのメール・電話によるインタビューと PAC-UK の Franca Brenninkmeyer 氏(Head of Child and Family service)へのインタビューをもとに，上記ホームページも参考にして作成した。

質問 10 ①養親および②養子縁組機関の職員の研修専門機関について

回答①

イングランドには養親の研修，準備，評価，認定を担う 2 種類の養子縁組機関がある。一つは自治体の養子縁組機関であり，もう一つは非営利民間養子縁組機関 (voluntary adoption agency) である。これらの養子縁組機関は全て認定前の養親候補者に対して準備研修を提供する。

BAAF (現在は CoramBAAF) からその研修のための資料 (Preparing to Adopt Trainees Guide & Applicants Guide) が出版されている。その内容を見ると，養子縁組について，養子となる子どもの背景，これまでの経過，特徴について，養子縁組プロセスについて，子どもの発達とアタッチメントについて，虐待やネグレクト環境で育った子どものニーズと対応について，養親となることについて，マッチングについて，養子縁組について子どもに語ることについて，実親との接触について，また養子縁組経験者の話などで構成されている。このガイドをもとに養子縁組プロセスの中で養親として認可されるまでに研修が実施される。ある自治体養子縁組機関 (Medway Council) では週一日，4 週にわたるグループ研修を年に 4 回実施している。

多くの養子縁組機関は引き続く研修，養親としての認定後研修を提供する。たとえば，養子に対して養子縁組の事実についてどのように説明し明らかにするか等。

ある民間非営利養子縁組機関 (PACT <http://pactcharity.org/>) では，養子縁

組における養育の特徴について学び、養親や養子を助けサポートしてもらえるように養親の家族や友人(たとえば祖父母や叔父叔母等向けに1日研修を提供している。

また、養親は無料のオンライントレーニング(たとえばアタッチメントについて)を First4Adoption のホームページ (<http://firststeps.first4adoption.org.uk/>) で受講できる。

回答②

自治体、民間いずれの養子縁組機関に属するソーシャルワーカーも次のような幅広い専門知識や経験を持っていなければならない。子どもと家族のソーシャルワークの役割、子どもの発達、成人の精神疾患、物質乱用、家庭内暴力、身体疾患、障害、子どもの虐待やネグレクト、子どもと家族への効果的な直接介入、子どもと家族のアセスメント、分析・決定・計画・再検討、法制度、専門職としての倫理観、スーパービジョンと研究等。また、英国のソーシャルワーカーは3年ごとに資格登録の更新があり、専門家としての能力向上が求められる。これに加えて養子縁組に関する専門的な知識とスキルが必要とされる。たとえば、養子縁組の現場で働くソーシャルワーカーはアタッチメントやトラウマ、虐待が子どもの発達に及ぼす影響、また、多くの子どもが実親の精神疾患、物質濫用、家庭内での暴力暴露の経験を有するため、これらのもたらす子どもへの影響についての知識も必須である。また、養子縁組のための審査会や裁判所への詳細な報告書を作成する必要もあり優れたアセスメントスキルも要求される。さらに、養子縁組に関連する法制度や国の最低基準等についても熟知している必要がある。

養子縁組にかかわるソーシャルワーカーがこのような知識やスキルを身に着ける方法としては所属機関内での1日研修や、2-3日間の研修があるが、実際の仕事を通して学び身に着ける知識やスキルもある。

また、PAC-UK (<http://www.pac-uk.org/>) や Adoption UK (<http://www.adoptionuk.org/>) などの養子縁組支援機関が専門家のための研修を実施している。

さらに、専門的な研修としては大学院レベルでのコースを受講するというのも可能である。たとえば、2013年12月から2014年5月までスコットランドの University

of Strathclyde と BAAF によって Securing Children's Futures: Good Practice in Permanence Planning and Family Placement というコースが実施されている。

(質問 10 に関する参考資料等)

- Elaine Dibben, et.al., *Preparing to Adopt TRAINER'S GUIDE A TRAINING PACK FOR PREPARATION GROUP IN ENGLAND Fourth Edition*, BAAF, 2014
- PACT のホームページ <http://pactcharity.org/> (2016 年 1 月 9 日アクセス)
- First4Adoption のホームページ <http://firststeps.first4adoption.org.uk/> (2016 年 1 月 9 日アクセス)
- PAC-UK ホームページ <http://www.pac-uk.org/> (2016 年 1 月 9 日アクセス)
- Adoption UK ホームページ <http://www.adoptionuk.org/> 2016 年 1 月 9 日アクセス
- この回答については英国での里親養育、養子縁組分野での長年にわたるソーシャルワーク経験をもつ Seamus Jennings 氏(現在は Capstone Foster Care の Registered Manager)へのメールと電話によるインタビューと PAC-UK の Franca Brenninkmeyer 氏(Head of Child and Family service)へのインタビューをもとに、上記ホームページも参考にして作成した。

質問 21 養子縁組成立後の支援(①国内養子縁組)について

質問 24 養親家族への社会的援助について(援助内容, 時期)

回答:

(※回答者は、養子縁組に関する支援は、養親として認定される前から引き続く一連のものとして考え、これらの質問に関連して養子縁組のプロセスに添ってどの時点でどのような支援がありうるか、下記参考文献、ウェブサイトの情報をもとに現時点で把握した主要な内容を以下に記載した。)

英国政府は養子縁組プロセス改善のため 2012-2013 年に養子縁組の準備とアセスメントにおける変革を実施した。The First4Adoption は養子縁組に関心を持った人が最初にアクセスする場として教育省の支援を受け、電話によるヘルプラインとウェブサイトを作成した。養子縁組についての包括的な情報がわかりやすく提示され、e ラー

ニング等も用意され、このサイト自体が養子縁組に関連する支援の一つとも言える。

養親候補として認可を得るための手続きの中では、養子縁組のための準備研修の機会がそれぞれの養子縁組機関から与えられる（Preparing to Adopt 等のプログラム）。これは養子縁組の子どもや養親自身、その家族にとっての意味や、制度、支援、養子となる子どもの抱える問題への対応方法等、養子縁組に関する包括的な知識を提供し養子縁組のための準備をするための研修であり、養親として認可される前からのサポートといえる。

養親候補者として認定された後のサポートとしては、養子縁組過程で認可された養親候補のもとに自治体が養子縁組を必要とする子どもが委託(裁判所からの placement order)され始めたところで Adoption Placement Plan が養子縁組機関より養親候補者に提示されることになるが、その中でどのような養子縁組サポートサービスが、いつ、どのように支援されることになるかについても示される。また、子どもが委託されるにあたって必要な経費について支援を受けることも可能。さらに、養子縁組休暇制度とその間の賃金保障制度（statutory adoption leave and statutory adoption pay: SAP）等も養子縁組機関を通して事業主にマッチング証明を提出することで可能である。また、養子縁組が法的に認められる（adoption order）までの間ソーシャルワーカーが定期的に訪問し委託の状況を確認し必要な報告が行われるが、ソーシャルワーカー訪問時に養育上の質問や困りごとなど相談することも可能である。

養子縁組後のサポートについては自治体によるもの以外に Adoption UK, Post-Adoption Centre(今回上鹿渡が調査対象とした機関)等の養子縁組支援機関や、民間非営利養子縁組機関等によるものがある。社会的養護下にあった子どもが養子縁組された場合のその後の具体的なサポートについては以下のようなものがある

(Adoption Passport に提示されている事項から以下に列举)

- ・ 学校への優先的入学・転入
- ・ 2歳からの無料早期教育
- ・ 教育上の特別なニーズの評価
- ・ 養子縁組休暇・賃金保障
- ・ 公営住宅への優先的入居

- ・子どもの健康に関する自治体による医学的アドバイスと子どものライフストーリーブック
- ・カウンセリング, アドバイス
- ・子どもの問題行動やアタッチメント等に関連する支援
- ・経済的支援(子どもの障害に関わる特別なニーズ等に応じて)
- ・養子とその実家族との接触に関連する支援
- ・養親や養子のグループミーティングやイベント
- ・養親の研修
- ・養子の短期休養(別の養育者のもとで)

また、上記のような基本的なサポートに加えて養子縁組後の治療的サポートを提供するために養子縁組支援基金（The Adoption Support Fund:ASF）が創設され、イングランドの 152 自治体を対象として 2015 年 5 月より運用されている

(<http://www.adoption-support-fund.co.uk/>)

ASF は養子縁組後多くの家族が治療的なサポートを必要としながら、これまでそのニーズを満たすような支援を受けることが困難なことが多かったことから政府によって創設され、必要なサービスへのアクセスがより容易になった。養親が直接基金に申請するのではなく、法的責任のある自治体による養子縁組家族の個別ニーズ評価を受けた上で、自治体が申請する形をとる。基金からのサポートを得てどのようなサービスを利用するのかについては自治体のソーシャルワーカーとの相談となる。実際の支援提供者としては、自治体、Ofsted により登録された独立したサービス提供者、また、NHS による児童思春期精神保健サービス（CAMHS）などがある。

ASF を通して提供されるサポートは、養子や養親に以下のような成果をもたらす様々な治療的サービスである。これまでの支援よりも専門性の高い、またはより包括的なサービス（CAMHS, 多職種による評価や EMDR, 治療的介入の一部としてのレスパイト等）を提供するための財政基盤となっている。

- ・友人, 家族, 学校の先生や職員との関係改善
- ・学習面での取り組み

- ・感情制御や行動のマネジメント
- ・肯定的な家庭生活や人間関係の享受と自信の回復

(<http://www.adoptionsupportfund.co.uk/> より)

(質問 21 と 24 に関する参考資料等)

- ・ Elaine Dibben, et,al., *Preparing to Adopt TRAINER'S GUIDE A TRAINING PACK FOR PREPARATION GROUP IN ENGLAND Fourth Edition*, BAAF, 2014
- ・ Amy Neil Salter, *the adopter's handbook information resources services*, BAAF, 2013
- ・ <http://www.first4adoption.org.uk/adoption-support/>(2016年1月9日アクセス)・
<http://www.first4adoption.org.uk/wp-content/uploads/2014/07/The-Adoption-Pasport.pdf> (2016年1月9日アクセス)
- ・ <http://www.adoptionsupportfund.co.uk/> (2016年1月9日アクセス)
- ・ <http://www.adoptionsupportfund.co.uk/> (2016年1月9日アクセス)
- ・ 英国での里親養育、養子縁組分野での長年にわたるソーシャルワーク経験をもつ Seamus Jennings 氏(現在は Capstone Foster Care の Registered Manager)へのインタビュー、メールやり取りでの内容を参考に、上記資料で確認の上この回答を作成した。

A 理念

1 養子縁組の目的をどのように定めていますか

養子縁組の目的・理念という形では規定されていない。

2 養子縁組の実務に関する基本的方針や位置づけは何ですか

養子縁組はオーストリア法では契約として構成されている。とはいえ、実際に縁組希望者が決めることが出来るのは、相手方選択といつ養子縁組を行うかということ、および養子が行為能力を有するときには、合意による縁組解消の自由がある程度である。

契約構成とはいえ、成年養子縁組も含めて全ケースが区裁判所家事事件担当部の承認を得なければならない。裁判所の判断基準（行為能力のない子が養子になるとき）は、養子縁組が、当該子の福祉に役立ち、かつ、実親子関係にふさわしい関係が存在する、または確立されるべきときには承認されねばならないとする。

民法 138 条は、子の福祉の判断基準を列挙する。養子縁組に特化した規定ではないが、養子縁組の成立についても適用される基準とされている。

1. 子の適切な面倒見、とりわけ子に栄養ある食事を与えること、医学的および衛生的な世話や住居を確保すること、ならびにきちんとした教育の付与、
2. 子の身体的および心的な世話、安全および保護、
3. 父母による子の価値の評価および受容、
4. 子の資質、能力、好みおよび発達可能性の促進、
5. 意見形成についての子の理解力および能力に応じた子の意見の顧慮、
6. 子とその意思に反する措置にさらされ、かつその措置の断行により子が被ることになるかもしれない損害の回避、
7. 不当な干渉または暴力そのものを被る、もしくは重要な関係人に対する不当な干渉または暴力の現場に居合わせて体験する子の危険の回避、

8. 違法に連れ去られ、または抑留され、もしくはその損害を被る子にとっての危険の回避、
9. 父母双方および重要な関係人との子の信頼のおける交流、ならびにこれらの者との子の安定した結びつき、
10. 子の忠誠心葛藤および罪悪感の回避、
11. 子の権利、請求権および利益の確保、ならびに、
12. 子、その父母およびその他まわりの人々の生活環境。

B 体制

5 養子縁組機関

①公的機関（国内又は自治領内の設置数）

ウィーン市(州)の場合は市部局 1 1 の傘下に少年局が置かれている。他の自治体では Bezirkshauptmannschaft（郡役場の担当部局）

②民間機関（国内又は自治領内の設置数）

民間機関による養子縁組あっせんは刑法 194 条で禁止

8 最近、養子縁組前提で委託された子どもの数が分かりましたらご記入ください。

①国内養子縁組前提： 全国 9 1 件(2013 年)

9 養子縁組機関以外の養子・養親への支援機関・支援システムやグループ活動

心理—医療相談機関、特別教育施設も含めて

養親教育は民間機関に委託

10 養親又は養子縁組機関の職員の研修専門機関について

①養親の研修はどのように行われていますか（プログラムの概要を含めて）

オーバーエスターライヒ州の場合

養子縁組のための入門講座（講演）4 単位 1 日

↓

引き続き養親希望をする者は少年局で適性審査

↓

少年局による審査で認定されると

養子縁組のための専門講座 3カ月以上の期間で、1日セミナーが2回、
週末セミナーが2回 計37単位分の講座

11 養子縁組あっせんの対象となる子どもについて

①法律による規定はありますか（例．年齢やタイプ）

あり。

民法は未成年養子と成年養子についての規定（細かな年齢要件等あり）

社会福祉実務で利用されているのは、①開かれた養子縁組 ②半ば開かれた養子縁組 ③匿名養子縁組あり。このうち、匿名養子縁組については、非訟事件
手続法 88 条に規定あり。

② 国内養子縁組の対象となる子どものタイプとその傾向

親が子どもを養子に出すと決めた子、匿名出産子、ベビークラブに預けられた子

C 実践

12 妊婦からの相談に養子縁組機関はどのように対応していますか

① 養子縁組機関による対応（情報の提供や妊産婦の保護等）

公的な妊娠相談センター、病院の妊娠相談センター

13 子どもの親と家族又は第三者が公民の養子縁組機関の援助を明確に希望するとき、家族が子どもを引取れない場合、どこで保護していますか

里親、公的負担で（例えば州、ウィーン市）

14 親子関係不明の子ども、棄児、孤児に対して後見人が選任されていますか

・選任の有無： あり 少年局への親の監護権委譲

・後見人の選任はどのような形で行われますか 少年局

15 実親又は後見人による養子縁組の同意について

①子の出生後いつから養子縁組の同意をとることが認められていますか

同意表明は法廷で行われねばならない（非訟事件手続法 86 条 1 項）

② 同意を撤回できる期限は定められていますか

第 1 審の決定までの間

⑤同意は親権の委譲を伴いますか。伴うとしたら手続を代行する後見人を設置していますか

オーストリア養子法は、契約型養子法であるので、この質問に対応する回答はできない。

養子縁組同意と裁判所承認がセットになっており、同意がなければ承認はされない。同意は法廷で行われる。

行為能力をもたない子については法定代理人が代諾。

16 子どもによる養子縁組の同意は何歳から必要とされていますか

14 歳以上。

17 子どもの養子縁組の可能性を決定又は確認する機関はどこですか

上記決定をするのは少年局

18 養親希望者の相談と支援について

②養親希望者への養子縁組に関する情報提供はどのような形で行なわれますか

例えば インターネット上の政府や州、ウィーン市の生活情報サイト
パンフレット

⑤養親の養子を育てる適性を知るためにどの機関が調査をしていますか

・調査機関：少年局

適性を評価する機関はどこですか

- ・その機関：少年局

22 養子縁組記録の保存と情報の開示はどのように行なっていますか

- ②どの機関が情報を管理し保存していますか 少年局

23 養親から徴収する養子縁組の費用に関する規則がありますか

州ごとに異なる。養子縁組入門講座受講料(110 ユーロ)、養子縁組のための専門講座受講料(280 ユーロ) 2015 年 オーバーエスターライヒ州の場合
斡旋手数料は無料、ただし、各種証明書発行手数料、国際養子縁組の場合の翻訳料は養親の負担。 また裁判手数料は 78 ユーロ。養親負担。

(以上)

2. 2014～2015 年度の海外調査研究に基づく、9 か国の養子縁組あっせん制度と実践手続きに関する国際比較表の作成について

以下に掲載する国際比較表（試案）は、以上の各国の調査担当者による上記の質問票への回答をもとに作成した。すでに年度末も迫っている時期に回答をお願いしたために、締切日まで回答を得られなかったドイツ、アイルランドについては、作表後、国別研究者によって補足し修正して頂いた部分もある。

記入しきれない内容が多くあることから、平成 26 年度の総括・分担報告書に掲載された「海外における養子縁組制度と実務に関する研究の国別調査報告」を直接参考にしていただければ幸いである。

(作表責任者・菊池)